

令和8年度 沼津市西部地域新交通導入検討支援業務委託  
公募仕様書

1 業務の名称

令和8年度 沼津市西部地域新交通導入検討支援業務委託

2 業務（事業）の目的

沼津市西部地域では、これまで民間バス事業者による路線バスが運行されてきたが、運転手不足のためにこれまで通りの運行維持が難しく、バス事業者から令和8年度から令和9年度までに既存の路線を廃止・撤退したいとの意向が示されている。

対象路線は通勤・通学・通院など、生活の足として地域住民に利用されていることから、移動需要を捉えたうえで、交通手段を途切れさせることなく、効率のよい代替交通手段を導入する必要がある。

ついては、令和9年以降の代替交通手段について、利用状況を踏まえて既存車両からのダウンサイジングやダイヤ・ルート変更、デマンド化、運行形態の変更（自家用有償運送事業（公共ライドシェア）の導入）も含め運行計画を作成する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月5日（金）まで

4 業務内容等

【基本事項】

(1) 対象地域

本業務で新交通導入の検討をする地域は、富士急シティバス株式会社（以下「富士急」とする。）の運行する以下の4路線を有する地域である。

ア 片浜・柳沢線

イ 東平沼線

ウ ららぽーと沼津・原団地・原駅線

エ 東田子の浦線

(2) 利用状況等の提供

対象地域を運行する路線の廃止・撤退の見込や利用状況等については、沼津市（以下「委託者」とする。）が以下の方法で取得し、取りまとめたものを受託者に提供する。

ア 富士急へのヒアリング（運行意向、既存路線の利用状況、運行上の課題等）

イ 車載センサーにより取得した令和7年度の乗降データの集計・分析

(3) 資料の貸与

委託者は、これまでの関連業務の委託成果等の本業務遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について受託者に貸与する。この場合、受託者は業務

完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

#### 【業務内容】

- (1) 現行バス事業者の意向及び利用状況を踏まえた代替交通サービス運行計画案の作成  
富士急の意向、各路線の利用状況、地域住民の移動ニーズを分析し、実現可能かつ効果的な代替交通サービス（自家用有償運送（公共ライドシェア）の導入、デマンド型交通、既存車両からのダウンサイジング、ダイヤ・ルートの最適化、コミュニティバス等）のサービス内容（コース設定、運行ダイヤ、運賃体系、車両仕様等）を具体的に設計する。利用者にとって利便性が高く、かつ事業採算性も考慮した計画案を複数パターン提示し比較検討ができること。
- (2) 運行計画の概算費用算出  
上記(1)で策定した運行計画案に基づき、導入にかかる初期費用（車両購入費、システム開発費、設備費等）及びランニング費用（人件費、燃料費、維持管理費、運行委託費等）の概算を算出する。
- (3) 関係者協議用資料の作成  
地域住民、行政関係者、バス事業者、将来的な運行事業者候補等、関係者間での協議・合意形成を円滑に進めるための資料を作成する。協議の目的、論点、提案内容、質疑応答事項等を整理し、関係者の理解を促進する資料とすること。
- (4) 協議会開催支援  
関係者間の協議会の開催を支援する。会議の進行補助を行うとともに、専門的な質疑への回答、参加者の意見集約、議事録の正確かつ迅速な作成等を行う。
- (5) 新交通導入にかかる広報・周知ツールの作成  
策定された代替交通サービスについて、地域住民への周知・利用促進を図るための広報ツール（チラシ、ポスター、ウェブサイト掲載用コンテンツ、説明会用資料等）を作成する。サービスの利便性や利用方法が分かりやすく伝わるデザイン・構成とする。なお、電子データでの原稿作成のみとし印刷等は行わない。
- (6) 最終報告書の作成  
本業務の全工程における実施内容、実施結果、分析結果、策定した運行計画案、費用試算、協議結果、および今後の導入に向けた提言等を取りまとめ、最終報告書を作成し、成果品として以下のとおり提出すること。報告書は、関係者が今後の事業推進に活用できる、網羅的かつ実践的な内容とする。
  - ① 業務報告書  
A4版（ファイリングして提出） 2部

② 上記に係る電子データ（CD-R等） 2部

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データに加え、PDF化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

5 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) スケジュール及び業務管理を適正に行うこと。
- (4) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、進捗状況の確認など、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (6) 本委託業務は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）を活用して実施することから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理するとともに、必要な手続きについて支援を行うこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (8) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (9) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (10) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は出典名を報告書に記載すること。